

J R 東海労働組合関西地「申」第26号
2 0 1 9 年 2 月 2 2 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「新幹線車内のはさみ持ち込み」に関する申し入れ

マスコミ報道によると、2月20日午後4時半頃、こだま660号が熱海駅付近を走行中、はさみで車内の壁を傷つけたとして、56歳の男が器物損壊の疑いで逮捕されたと報じている。また、今回、男を発見して取り押さえたのは巡回中の警備員だったということである。

「のぞみ265号乗客殺傷事件」以降、新幹線車内の危険物持ち込みの規制が法制化される中、巡回中の警備員が早期に発見し、乗客・乗務員に危害が及ばなかったことは幸いである。しかし、今後も「新幹線車内の危険物持ち込み」に対する規制が法制化されたとしても、現状、新幹線車内へ危険物を持ち込みを規制することは皆無であると考ええる。

よって、以下のように申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. こだま660号車内で、巡回中の警備員が「はさみ」を持った男を発見し、警察に引き渡すまで時系列で具体的に明らかにすること。
2. 男が「はさみ」で壁を傷つけたとのことであるが、具体的に明らかにすること。
3. はさみは危険物である。はさみの携帯（持ち込み）について駅での改札通過時、車内持ち込み時の対応について明らかにすること。
4. 新幹線車内への危険物持ち込みを規制するため、金属探知機を早急に導入すること。
5. 乗客が仮にはさみや、業務上必要な危険物等を所持して乗車する場合は、駅での改札通過時や乗車時に車掌への自己申告を義務づけることを徹底すること。
6. 今回の事象は、はさみと言えども乗客・乗務員に危害を加える十分な凶器となり得る。乗客・乗務員の安全を確保するために、直ちに車掌3名体制に戻すこと。

以上